

令和4年度倉吉市いきいき長寿社会推進協議会（書面開催）

1 報告事項

- (1) 令和4年度保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金 評価指標ごとの点数獲得状況について
- (2) 各施策の実施計画・自己評価シートについて
- (3) 令和4年度介護保険事業特別会計決算見込について
- (4) 令和5年度介護保険事業特別会計予算について
- (5) 令和4年度の地域密着型サービス事業所の開設と今後の施設整備について
- (6) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業について
- (7) 地域ケア会議について

2 送付資料

- 【資料1】 令和4年度保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金
評価指標 得点率 レーダーチャート
- 【資料2】 各施策の実施計画・自己評価シート
- 【資料3】 令和4年度介護保険事業特別会計決算見込
- 【資料4】 令和5年度介護保険事業特別会計予算
- 【資料5】 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の実施状況
- 【資料6】 地域ケア会議について

3 説明

(1) 令和4年度保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金 評価指標ごとの点数獲得状況について

- 【資料1】により、令和4年度保険者機能強化推進交付金、介護保険保険者努力支援交付金（以下、「推進交付金」、「支援交付金」という。）の評価についてご説明します。
 - 「推進交付金」は、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた保険者の取り組みに対する、財政的インセンティブとして、国が予算額200億円の範囲内で交付する交付金です。（平成30年度創設）
 - 「支援交付金」は、同様の趣旨で、予防・健康づくりに資する取り組みに重点化された交付金です。（令和2年度創設）
 - これらの交付金の評価結果については、令和3年度から市町村の取組状況の「見える化」を図るため、市町村の指標ごとの点数獲得状況が公表されることとなりましたので、令和4年度の本市の評価結果をご報告します。
評価結果は、客観的な評価として、年度ごとの各施策の取り組みの評価・改善に活用いたします。
- (参考)・令和4年度交付額 推進交付金 7,710千円 支援交付金 7,271千円
・交付金の用途 一般介護予防事業費、介護予防・生活支援サービス事業費

(2) 各施策の実施計画・自己評価シートについて

- 【資料2】により、各施策の実施計画・自己評価シートについてご説明します。

- このシートは、第8期計画の進捗管理をするために施策ごとに作成しています。
まず、計画の内容、次にR3、4、5各年度の実施計画と実施内容の評価、最後に次年度に向けての課題整理と対応策についてまとめたものです。
- R4年度の進捗、R5年度の実施計画について、ご報告させていただきます。
- 今後の実施計画については、関係部署・機関とも協議を重ねながら進めます。

- 各施策におけるR4の主な取組状況についてご説明します。
 - ・施策 ①高齢者が活躍できる場づくり
伯耆しあわせの郷事業については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、事業収益が減少し、非常に厳しい運営状況と言えます。
→今後も運営状況を把握し、助言等を行い安定的な運営につなげます。
サロン活動では、関係機関と連携して集落サロンの運営の継続支援および地区サロン設置に向けた支援を行いました。
→高齢化で役員のなり手が少ないなどにより活動の継続が難しくなっています。引き続き活動の支援を行います。

 - ・施策 ②在宅生活支援の促進
生活支援体制整備事業では、生活支援コーディネーターが高齢者の生活課題の把握に向けて地域の話し合いに参加し、地域の話し合いの場の設置や身近な相談窓口の設置支援を行いました。
→話し合いの場が未設置の地区へ働きかけを行います。
地域課題の把握および分析のため、訪問介護サービス事業が不足していることについて、地域包括支援センター等にアンケート調査を実施しました。
→不足している訪問介護サービス事業の内容を把握し、解決の方策を検討します。

 - ・施策 ③介護予防の充実
介護予防の機能強化については、令和3年度に引き続き高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業の取組を西郷地区、上井地区を対象に実施しました。フレイル予防事業を実施したサロンの評価と分析を行いました。
→モデル的に実施している2地区（西郷・上井）の取組を全市に広げていけるように検討します。

 - ・施策 ④認知症との共生と予防
サポーターの養成と活躍の支援については、民間企業にチラシを配布したところ、

受講へとつながりました。

家族支援の強化では、地域包括支援センターとの連携で男性介護者のつどい「ケアメンくらよし」を実施しました。

→企業等での受講が進むように、サポーターの養成講座の周知を引き続き行います。養成講座受講者の活動の場について、検討します。

・施策 ⑤権利擁護の充実

成年後見制度利用促進基本計画に基づき、中部成年後見支援センターと中核機関の機能、役割分担等を確認しました。

消費者被害防止ネットワークの体制づくりについて、地域包括支援センター、社会福祉協議会、消費生活センター、警察および地域づくり支援課で情報共有会議を開催し、関係機関と情報共有および連携体制を確認しました。

→倉吉市成年後見制度利用促進協議会で計画の進捗管理を行います。消費者被害に遭わないため、関係機関が連携して、高齢者等への啓発活動等を行います。

・施策 ⑥高齢者のニーズに適した住まいの確保

住宅部門と連携し、住居確保要配慮者が賃貸住宅等へ円滑に入居できる環境及び支援体制の整備を行うための居住支援協議会の設置に向けた検討を進めます。

→居住支援協議会の設置に向けて、建築住宅課との情報共有、調整を行います。

・施策 ⑦医療と介護の連携推進

多職種研修について、コロナ禍のため多職種が集合して研修会を開催することが難しい状況です。

職能団体との意見交換の実施と問題点整理について、実施できませんでした。職能団体との連携体制づくりを検討します。

→オンラインによる研修会の開催および意見交換を行う等、コロナ禍においても多職種との情報共有等ができる体制づくりを進めています。

・施策 ⑧介護サービスの充実と給付の適正化

地域包括ケアの概念や介護保険制度のしくみについては、パンフレット配付、包括管理者会およびケアマネネットワーク会議等で周知を図りました。

第9期の計画策定に向けて、ニーズ調査および在宅介護実態調査を行いました。

ケアプラン点検について、県ケアマネ協の支援事業を活用して、6事業所（プラン数9）の点検を行いました。

→ケアマネジメントの基本方針の周知と活用を図ります。ケアプラン点検および実地指導の件数を増やします。

実施計画・自己評価シートについての説明は以上です。

(3) 令和4年度介護保険事業特別会計決算(見込)について

○【資料3】により、令和4年度介護保険特別会計決算見込についてご説明します。

歳入

- 1) 保険料 1,073,218千円
 - ・第1号被保険者(65歳以上)の保険料収入見込み額。第1号被保険者の人数、所得段階分布、収納率等により算出したもの。
- 2) 使用料及び手数料 14,975千円
 - ・配食サービス手数料14,805千円ほか
- 3) 国庫支出金 1,349,940千円
- 4) 支払基金交付金 1,428,086千円
- 5) 県支出金 778,347千円
 - ・国庫負担金、調整交付金、地域支援事業交付金、支払基金交付金、県負担金、県補助金(うち地域支援事業交付金)
令和4年度の給付費見込額に対する法定負担割合の金額。
 - ・保険者機能強化推進交付金、介護保険保険者努力支援交付金
高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた保険者の取り組みを、国が全国一律の指標により評価し、評価結果に応じた金額を国の予算の範囲内で交付されるもの。
- 6) 財産収入 7千円
 - ・介護保険財政調整基金の基金利子
- 7) 繰入金 820,339千円
 - ・一般会計からの繰入金
(内訳) 令和4年度の給付費見込額に対する市の法定負担割合の金額、事務費・一般管理費、デジタル基盤改革支援補助金、低所得者保険料軽減繰入金等。
- 8) 基金繰入金 27,364千円
 - ・基金からの繰入金
- 9) 繰越金 170,634千円
 - ・過年度の国庫・県等の負担金・交付金に係る精算額(返還)および第1号被保険者保険料の過年度過誤納の還付にかかる費用見込額を、令和3年度会計より繰越し。
- 10) 諸収入 112千円
 - ・延滞金、コピー代収入、第三者行為求償額等

歳出

1) 総務費 59,655千円

【拡充】 行政手続きオンライン化に係る介護保険システム改修費 7,018千円

2) 保険給付費 5,140,717千円

・ 保険給付費

3) 地域支援事業費 298,435千円

・ 介護予防・生活支援サービス事業費

【新規】 第9期介護保険事業計画策定に向けた調査費用（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）
4,235千円

4) 基金積立金 88,179千円

・ 第1号被保険者保険料の余剰分、基金利子

5) 諸支出金 75,036千円

・ 過年度国庫・県費等の交付金に係る精算費用及び第1号被保険者保険料の過年度過誤納の還付分

6) 予備費 1,000千円

・ 予定外の支出など不測の事態への備え

○以上により、歳入、歳出ともに、5,663,022千円の決算となります。

(4) 令和5年度介護保険事業特別会計予算について

○【資料4】により、令和5年度介護保険特別会計予算の概要についてご説明します。

歳入

1) 保険料 1,070,639千円

・第1号被保険者(65歳以上)の保険料収入見込み額。第1号被保険者の人数、所得段階分布、収納率等により算出したもの。(対前年比 △約260万円)

2) 使用料及び手数料 14,975千円

・配食サービス手数料14,805千円ほか

3) 国庫支出金 1,361,785千円

4) 支払基金交付金 1,443,937千円

5) 県支出金 768,835千円

・国庫負担金・調整交付金・地域支援事業交付金・支払基金交付金・県負担金・県補助金(うち地域支援事業交付金)

令和5年度の給付費見込額に対する法定負担割合の金額。

・保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金

高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた保険者の取り組みを、国が全国一律の指標により評価し、評価結果に応じた金額を国の予算の範囲内で交付されるもの。

6) 財産収入 8千円

・介護保険財政調整基金の基金利子

7) 繰入金 827,299千円

・一般会計からの繰入金

(内訳) 令和5年度の給付費見込額に対する市の法定負担割合の金額、事務費・一般管理費、低所得者保険料軽減繰入金等。

・介護保険財政調整基金からの繰入金

令和5年度の給付費に充てる法定負担割合の金額に対して、第1号被保険者保険料収入が17,168千円不足すると見込み、同額を取崩し予定。

(参考) 令和3年度末現在の基金残高 約3億3,400万円

8) 繰越金 74,442千円

・過年度の国庫・県等の負担金・交付金に係る精算額(返還)及び、第1号被保険者保険料の過年度過誤納の還付にかかる費用見込み額を、令和4年度会計より繰越し予定。

9) 諸収入 112千円

・延滞金、コピー代収入、第三者行為求償額等

歳 出

- 1) 総務費 60,115千円
- ・事務費、一般管理費
- 【新規】訪問調査モバイルシステム導入 7,740千円
- 他団体で実績のあるシステムを導入し、要介護申請から結果通知を送るまでの期間の短縮を図ります。また、国の交付金を活用することで、導入費用の軽減を図ります。
- 2) 保険給付費 5,207,438千円
- ・保険給付費
- R4年度前半の給付実績額に対して、近年の給付の伸び率等を勘案して算出。
- 3) 地域支援事業費 190,684千円
- ・介護予防・生活支援サービス事業費 保険給付費同様の算出方法により算出。
- 【新規】第9期介護保険事業計画策定委託業務 7,700千円
- 4) 基金積立金 23千円
- ・基金利子等
- 5) 諸支出金 102,772千円
- ・過年度国庫・県費等の交付金に係る精算費用及び第1号被保険者保険料の過年度過誤納の還付分 74,442千円
 - ・一般会計への繰出金 28,330千円
- 【新規】重層的支援体制整備事業に対して介護保険事業特別会計から繰出
- 6) 予備費 1,000千円
- ・予定外の支出など不測の事態への備え

○以上により、歳入、歳出ともに、5,562,032千円の予算となります。

(5) 令和4年度の地域密着型サービス事業所の開設と今後の施設整備について

○令和4年度公募地域密着型サービス事業所の開設状況

第8期介護保険事業計画に基づき、令和4年度は地域密着型サービス事業所を新たに整備していません。

○今後の施設整備について

第8期介護保険事業計画では新たに施設整備をしないこととしていましたが、下記の理由により、令和5年度に介護医療院の整備を予定しています。

- ・一定の医療ケアを必要とする高齢者の長期療養の場となり、介護および医療の両面からサービス提供ができる施設である介護医療院について、県内では中部地区のみ整備されていません。
- ・令和4年度中に本市の被保険者が県西部の介護医療院を利用している実績もあり、地域包括ケアの観点から、中部地区にも介護医療院の整備が必要と考えられます。
- ・介護医療院の開設に伴う介護給付費は年間約5,000万円の増額を見込んでいる一方、令和3年度末時点における基金の残高は約3.3億円のため、介護給付費の増額分に充てることができます。その場合でも、特別な要因がない限り、第9期（令和6～8年度）は保険料を変更せずに運用することが可能であると見込まれます。

【基金残高の状況】

- ・令和2年度末：約2.6億円
- ・令和3年度末：約3.3億円
- ・令和4年度末：約3.9億円（見込）

【介護医療院の運用に係る介護給付費】

- ・年間：約5,000万円（要介護4の者10人が利用することを想定）
受給者1人あたりの介護給付費（月額）：394,900円×10人×12ヶ月
＝47,388,000円 ≒ 約5,000万円

※介護給付費（月額）は、厚生労働省HPで公開されている「介護給付費等実態統計（令和4年度5月審査分）」による。

(6) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業について

○事業の概要

保健師等の医療専門職を配置し、医療・介護データ分析を基に、これまで別々の制度として取り組んでいた国保・後期高齢の保健事業と介護予防事業が連携して切れ目のない事業を行うことより、保健医療の視点からの受診勧奨や、フレイルのおそれのある高齢者の支援を行う。

支援は、個別支援（個人への保健指導等）と、通いの場（サロン等）への積極的な関与を、かかりつけ医等と連携をして行う。

1. 令和4年度取り組み体制および内容について

(1) 【資料5】 1ページから3ページ

(2) 体制

・事業の推進に向けた体制については、1ページのとおり。

(3) 取り組み内容

・令和2年度より取組を継続している西郷地区および、令和3年度より上井地区を対象として下記①②の取り組みを継続実施。（2ページから3ページ）

①個別的支援（ハイリスクアプローチ） 担当部署：長寿社会課、健康推進課

重症化予防訪問指導（高血圧症） 23件の訪問を予定

未治療者の割合が高く、主治医との連携の必要性、血圧自己測定を促す必要のある者が多かった。

②通いの場等への積極的な関与等（ポピュレーションアプローチ）

担当部署：長寿社会課

上井地区及び西郷地区

サロン利用者に基本チェックリストを実施し、フレイル評価システムにてフレイル状態を判定。判定結果から、【運動】についてサロン全体へ指導、運動処方を行う。

6か月間の取組結果については、歩行速度と片足立ち時間・握力の維持・改善した人が多くみられた。

全市的にもフレイルの認知度を高めるため、介護予防教室や健康教室で周知を図っている。

2. 令和5年度の取り組みについて

(1) 個別的支援（ハイリスクアプローチ）

重症化予防訪問指導の実施（高血圧症）

(2) 通いの場等への積極的な関与等（ポピュレーションアプローチ）

西郷・上井地区サロンでの取り組みを継続、新たに上小鴨・関金地区サロンでの取り組みを実施する。

通いの場への参加をしていない住民への働きかけについて、地域包括支援センターや社会福祉協議会等関係機関と協力して実施していく。

(7) 地域ケア会議について

「地域包括ケアシステム」を実現させるための重要な1つの手法である地域ケア会議について、【資料6】で説明しています。

各地域包括支援センターで開催した地域ケア会議から、各包括支援センターの代表、倉吉市社会福祉協議会と長寿社会課が、その結果について考察し、課題と今後の方向性をまとめたものになります。

個別の地域ケア会議から見えてきた地域課題を積み重ねたものを、「地域ケア会議推進会議」で検討していくことになっていますが、本市では、専門家や市民の代表で構成されている「いきいき長寿推進協議会」の委員のみなさまに報告し、意見を伺うこととしました。